

会津若松市上下水道局発注の水道工事における仕切弁等操作要領

(令和5年3月9日決裁)

(趣旨)

第1条 本要領は、会津若松市上下水道事業管理者（以下、「管理者」という。）が発注する請負工事のうち配水管などの上水道の管路工事において、工事を受注した者が仕切弁等操作を実施する工事を行う際の、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「水道工事」 管理者が発注する工事のうち、導送配水管の布設又は布設替工事及び浄水場等の構造物工事における場内配管工事をいう。
- 2 「発注者」 工事を発注した管理者をいう。
- 3 「受注者」 管理者が発注した水道工事を受注した者をいう。
- 4 「弁操作」 充水作業、洗管作業、切替作業といった一連の仕切弁操作作業と事前広報、濁水発生時の処理（濁水排水、応急給水）を指す。
- 5 「仕切弁」 発注者が指定するφ50mm以上の導送配水管の弁（型式問わない）及び消火栓、空気弁（付帯する弁も含む）をいう。
- 6 「弁操作のリスク」 弁操作によって発生が想定される濁水（赤水等）、減断水などの事象や、弁操作を起因とする苦情を指す。

(対象工事)

第3条 受注者が弁操作を実施する工事（以下、「対象工事」という）は次に掲げる基準により発注者が指定する工事とする。

- 1 既設管の老朽度合いや過去の濁水の発生状況等を勘察し、区域種別を設定する。区域種別については以下のとおりとする。
 - (1)指定区域 : 老朽管更新事業区域
配水区域界の工事
その他影響が想定される区域
 - (2)その他の区域 : 指定区域以外の区域
- 2 区域種別に基づき設定した弁操作の作業区分を下記の表1に定める。
- 3 補助とは、請負工事の範囲内で補助するものをいう。（広報資料の作成・配布、交通誘導等）
- 4 断水を伴う弁操作、本市第三者委託業務においての発注工事、突発事故、災害時の応急復旧作業は対象としない。

作業の種類	区域種別等	作業で操作する弁の最大口径			
		φ50mm～75mm	φ100mm	φ150mm	φ200mm以上
充水作業	指定区域	○	—	—	—
切替作業	その他の区域	○	○	○	—
洗管作業	管理者が適当と認めた工事	○	○	○	○

○：受注者が主体的に弁操作を実施する範囲

—：受注者が発注者の弁操作を補助する範囲

表1 弁操作の作業区分表

(工事仕様)

第4条 対象工事の入札を実施しようとするときは工事仕様として設計図書に以下の内容を記載する。

- 1 本工事は、受注者が弁操作を実施する工事であること。
- 2 受注者は、弁操作を実施するにあたり弁操作責任者を配置すること。
- 3 弁操作の操作方法等については、別途特記仕様にて定める。

(弁操作によるリスクの対応区分)

第5条 弁操作によりリスクが発生した際の対応区分については、下記の表2により区分する。なお、リスクが発生した場合は、受注者、発注者が相互に協力し早期解決に努めなければならない。

弁操作のリスクの対応の種類	受注者	発注者
作業計画書で想定している（作業計画書から想定される）リスク発生への対応	◎	○
作業計画書では想定できなかったリスク発生への対応 ・ 広報範囲外での濁水、減断水、排水作業 ・ 想定外の弁操作 など	○	◎

◎：主体的にリスク解決に向け対応
○：協力的にリスク解決に向け対応

表2 弁操作のリスク発生時の対応区分表

(費用等の計上)

第6条 対象工事の発注にあたっては、弁操作に係る費用として、工事設計書（技術管理費）に弁操作費、作業計画及び報告費、弁操作のリスクの対応費（以下「弁操作費等」をいう）を計上する。

- 1 弁操作費等は、日本水道協会監修 水道施設維持管理業務積算要領（管路等管理業務個別委託編）の歩掛及び他事業体の歩掛を準用し、計上する。

(第三者への補償)

第7条 弁操作により第三者へ損害が生じた場合の対応は、会津若松市工事請負契約約款第28条に基づくものとする。

(研修等の実施)

第8条 発注者は、弁操作に関する研修を都度実施し、監督員や受注者の弁操作技術の向上に常に努めなければならない。

(その他)

第9条 本要領に定めのないものについては、管理者が別途定める。

附則（施行期日）

本要領は令和5年4月1日から適用する。